

「平成30年度三重県食品監視指導計画（案）」及び「平成30年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画（案）」に対する意見募集の結果について

- 1 意見募集期間 平成30年2月8日（木）から3月9日（金）
 2 意見募集計画 (1) 平成30年度三重県食品監視指導計画
 (2) 平成30年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画
 3 お寄せいただいた御意見等 5件

(1) 「平成30年度三重県食品監視指導計画（案）」に対する意見の概要及び県の考え方

| 整理番号 | 該当項目 | 意見の概要 | 県の考え方 | 担当課 |
|------|---|--|--|-------|
| 1 | II 施設の衛生監視と食品の検査に関する取組 1 監視指導に関する事項 1-2 重点監視指導事項 (1) 食中毒発生防止対策 | 「三重県の食中毒発生状況」はH27→29年にむけて減ってきています。その考えられる理由はどうでしょうか。件数は減っていますが、内容の重度（食中毒発生規模等）はどうなのでしょう。たとえば、2月12日に発生したノロウイルス・食中毒では36名が発症を訴えています。発生規模が大きいと考えられる場合、その対策はどのようにすすめられるのでしょうか。 | 食中毒発生件数の減少は食品事業者の意識向上によるところが大きいと考えています。それぞれの食中毒事件において、問題となる点は異なるため、発生規模の大小に関わらず、各事例に応じた適切な指導を行います。また、講習会等において食中毒事件を防止するための啓発を行います。 | 食品安全課 |
| 2 | IV 自主管理の促進に関する取組 1-3 三重県食品の自主衛生管理認定制度 | 「今後、食品衛生法改正に伴うHACCPの制度化に伴い、制度の見直しを図る」について、具体的な方向性があれば教えてください。また、GAPについて、三重県は「ガイドラインGAP認証制度」をH29年9月にさだめ、推進するとしています。その推進は、食の安全も含められていますので、HACCPとあわせて、言及する必要はないのでしょうか。 | 三重県の自主衛生管理認定制度の見直しについては、現時点では具体的な方向性は定めておりません。ガイドラインGAP認証制度は農産物についての制度であり、その対象者は生産者となっていることから、本計画内では言及しておりません。 | 食品安全課 |
| 3 | IV 自主管理の促進に関する取組 2-5 食品取扱者の人材育成・資質向上 | 主な対象者から、H29年度は記載されていた「認定生食用食肉取扱者」がはずれている理由を教えてください。 | 認定生食用食肉取扱者講習会については、過去3年間に実施した実績がないため、「主な対象者と事項」から外しましたが、必要に応じ随時講習会を開催する予定です。 | 食品安全課 |
| 4 | その他 | 次年度計画案の変更箇所は何か所かに及びますが、前年度からの変更箇所の記載がないため、変更理由がわかりづらいです。たとえば、食肉等衛生検査において、微生物「腸管出血性大腸菌（食肉）」の検体が190→100に減少し、一般細菌・大腸菌群等（施設）の検体が増えています。その理由等について、説明文書（変更箇所とその理由が記された一覧）があると事業者・消費者に理解しやすいです。 | 今後の参考とさせていただきます。なお、食肉等衛生検査の検体数の増減については、検出率の低い病原大腸菌を検査するよりも、施設や食肉における一般的な汚染指標である一般細菌・大腸菌群等を検査する方が、より適切かつ有効な衛生指導ができると考えたことから、腸管出血性大腸菌（食肉）の検査数を減らし、一般細菌・大腸菌群等（施設、食肉）の検査数を増やしています。 | 食品安全課 |
| 5 | その他 | 地域の中で展開されている、たまり場づくり（カフェ）や、子ども食堂等での食事提供等は対象になるのでしょうか。地域福祉の観点等ですすめられている食品提供等の場合、安全指導との関係で適切なすすめ方を検討してください。例えば、適切な指針等はあるのでしょうか。 | 当該事例に対する指針等は作成しておりません。本計画においては「II施設の衛生監視と食品の検査に関する取組」にて対応するものと考えています。 | 食品安全課 |

(2) 「平成30年度三重県農畜水産物安全確保監視指導計画（案）」に対する意見の概要及び県の考え方
なし

問い合わせ先 三重県 農林水産部 農産物安全・流通課 食の安全・安心班
 〒514-8570 津市広明町13番地（本庁6階）
 電話番号：059-224-3154 ファクス番号：059-223-1120
 メールアドレス：shokua@pref.mie.jp